



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第499号 令和4年9月16日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
568	令和4年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
569	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
570	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	文化・未来創造課
571	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
572	道路の区域を変更する件	道路整備課

徳島県告示第五百六十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	令和四年九月二十二日 （木曜日）まで	令和四年十月二日（日曜日） 同日（月曜日） 四日（火曜日）	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査及 び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方  
法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育  
法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について  
試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育  
法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの  
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年十一月又は令和五年三月若しくは四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場  
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地  
代表者 工場長 溝部昇

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場（北島事業所）

所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号口に規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年九月十六日から  
令和四年十月七日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第五百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
「awa アワー project」実施設計業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県未来創生文化部文化・未来創造課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和四年七月七日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
熊谷・石上純也・IAO竹田・アクト環境・ピーエス三菱・野村建設 拡大共同企業体
- 五 香川県高松市木太町三〇二七番地一  
契約金額  
六億千百九十九万九千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第六号

徳島県告示第五百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	合資会社ケアリンク
	所 在 地	鳴門市撫養町弁財天字派名三五番地
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	合資会社ケアリンク ヘルパーステーシ ョン大きな木
	所 在 地	鳴門市撫養町弁財天字派名三五番地
サービスの 廃止の届出	種 類	訪問介護
	の受理日	令和四年六月 三十日
廃 止	年 月 日	令和四年七月 三十一日

徳島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和四年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
阿南相生		阿南市新野町是国九七番 三地先から 同 室ノ久保七 七番一―地先まで		新	四・三丁二二・一	一、〇五〇・八